

交通サービスの活用に関する国の考え方

平成30年3月 国土交通省「高齢者の移動手段確保のための「互助」による輸送」の記載内容に基づき整理

交通事業者の活用

○ **道路運送法の許可**を受けたバス・タクシーといった**既存の交通事業者の活用**を十分に検討

自家用有償旅客運送の活用

○ 既存のバス・タクシー事業者では対応できない場合に、**道路運送法第78条の登録**を受けた「**自家用有償旅客運送**」の活用を検討

許可又は登録を要しない輸送（互助による輸送）

○ 有償での輸送サービスが困難な場合、ボランティアや地域の助け合いといった活動による**道路運送法上の許可・登録を要しない輸送（「互助」による輸送）**の活用を検討

公共交通を補完する移動サービスの導入に向けた本県の考え方

- 本県の交通における解決すべき課題は、“既存の公共交通の維持”と“高齢者などの交通弱者の移動手段の確保”である。交通弱者のための交通サービスを導入することで結果的に**既存の公共交通との競合関係が生まれてしまうことは望ましくない**。
- 公共交通を補完する移動サービスの導入にあたっては、**輸送の安全性が確保されていることが大前提である**。



ガイドラインへの記載の方向性（案）

- 公共交通を補完する移動サービスの導入にあたっては、以下の点に留意する必要がある旨をガイドラインに記載したい。
- ◆ 公共交通を補完する移動サービスの導入にあたっては、**まずは既存の公共交通との連携を視野に入れ、相互に組み合わせる形で**交通サービスを提供することができないか検討する。
（例：公共交通のバス停までの輸送を自家用有償旅客運送で行う。）
 - ◆ 輸送の安全性の観点から、**公共交通を補完する移動サービスについては**、まずは道路運送法の登録を受けた自家用有償旅客運送の活用を検討し、困難な場合においては「互助」による輸送の活用を検討する、という**直列的な考え方で整理**する。